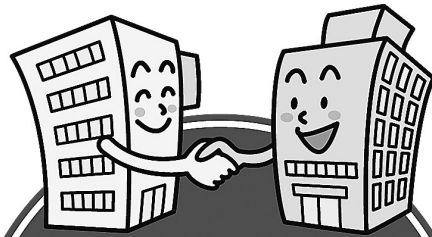


独自の情報提供

センター独自の受入・送出情報の提供が可能です。

きめ細かな対応

受入企業にはセンターの職員が要望をお聞きし、きめ細かな対応をいたします。送出対象者には職員が「マン・ツー・マン」で担当し、登録から再就職に向けて支援、指導を行います。



企業間の 人材マッチングを 支援しています

他の機関との併用可能

ハローワークなど他の公共職業紹介機関との併用利用が可能です。

ご利用は無料

登録・相談・あっせんについては一切無料です。

出向・移籍の専門機関
ご利用時間 9:00～17:00
(土日祝は休業)

インターネットで最新の人材情報をどうぞ

<http://www.sangyokoyo.or.jp/>

産業雇用

検索



公益財団法人 産業雇用安定センター

山形事務所

〒990-0034 山形市東原町2丁目1番20号
山形ロイヤルセンチュリービル4階
TEL:023-624-8404 / FAX:023-624-8518

検定試験を受けて 組合士になろう!!



1組合1組合士 組合の明日を拓く組合士

平成28年度 中小企業組合検定試験 12月4日(日)

受験資格
特にありません(ただし、組合士として認定されるには組合等での3年以上の実務経験が必要です)。

試験科目
組合会計 組合制度 組合運営

試験日
平成28年12月4日(日)

試験地
札幌・青森・仙台・秋田・郡山・さいたま・東京・長野・静岡・名古屋・大阪・松江・岡山・広島・山口・高松・福岡・長崎・大分・宮崎・那覇

願書受付期間
平成28年9月1日(木)～10月14日(金)

受験料
5,000円(一部科目免除者は3,000円)

お問い合わせ先
お申し込み方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会または全国中小企業団体中央会(TEL.03-3523-4907)まで、お問い合わせください。

組合士

主催/ 全国中小企業団体中央会
後援/ 中小企業庁
協力/ 都道府県中小企業団体中央会

山形県 最低賃金

効力発生日 平成28年10月7日

1時間 717円(21円UP)

この最低賃金は、県内で働くすべての労働者に適用されます。

【問合せ先】山形労働局 労働基準部 賃金室 又は 最寄りの労働基準監督署

